国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成27年1月23日 (金) 16:44~17:28
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

小野 政仁 長野県観光部山岳高原観光課課長補佐兼山岳高原観光係長

倉島 浩 長野県産業労働部ものづくり振興課課長補佐兼技術開発係長

越 一雄 長野県産業労働部産業立地・経営支援課課長補佐兼次世代産業集積係長

北原 隼人 長野県企画振興部交通政策課空港活性化係主事

土屋 征寛 長野県産業労働部産業政策課産業イノベーション係担当係長

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 世界水準の山岳高原を活かした国際観光戦略特区
- 3 閉会

○宇野参事官 それでは、引き続きワーキンググループのヒアリングを行いたいと思います。

この春を目途に、地方創生特区を国家戦略特区の第二次指定という形で指定するべく検討を進めるということになっておりまして、その一環で夏の段階で提案を出していただいた公共団体の方々からヒアリングをしているという状況でございます。

本日、長野県さんに来ていただきましてヒアリングをさせていただくということでございます。提出された資料は、公表させていただいて結構だという理解でよろしいでしょうか。議事録のほうも、それでよろしいですね。

- ○小野係長 はい。
- ○宇野参事官 それでは、全体で30分お時間をとる予定でございますので、10分程度で御説明を簡潔にしていただければ、あとは質疑応答に充てたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、座長よろしくお願いいたします。

- ○八田座長 お忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。 それでは、早速御説明をお願いいたします。
- ○小野係長 こんにちは。長野県の観光部、私は山岳高原観光課の小野と申します。どう ぞよろしくお願いいたします。

長野県からは3本あります。

初めに、「世界水準の山岳高原を活かした国際観光戦略特区」というものから御説明をさせていただきたいと思います。 1ページをご覧くださいませ。 1ページから 3ページの資料になっております。

長野県は山岳ということでございまして、いろいろお客様に来ていただいておりますが、 その中で例えばスイスのツェルマットのような観光地づくりをして、滞在型の観光地を目 指していきたい。そうすること地域を経済的に潤していきたいということでございます。 今、頑張っているところでございます。

観光地づくりといいましてもいろいろございまして、我々が一番にやっておりますのが、 地域のコンセプトというものをつくっていこう。それで、そのコンセプトというものを地 域に根差していこうということが1つ。

それから受け入れ環境の整備をしてお客様、特に外国人を主なターゲットとして来ていただきたいというものでございます。

それから3つ目でございますが、地域をマネジメントできるような団体をつくっていこうというものでございます。その中でも2つ目の受け入れ環境の整備を進めたいということで今年度特区を申請するものでございます。

その中でも3つあります。1つ目が宿泊施設において地域限定の旅行商品の販売を可能 にしていただきたいというものです。旅行業の定めによりまして、旅行商品を販売する場 合は旅行の管理者の資格を有した者が必要になりますが、資格ではなく一定の研修を受け た場合にはそれを認めていただきたいということが1つ。

それから2つ目が、インバウンドの推進につながるものでございます。長野県のスキー 場で外国人のスキーインストラクターを増やし、外国人スキーヤーの満足度を高めようと いうものです

現在、外国人のスキーインストラクターの就労に関しまして、指導者のビザが発給され

るには指導者として合計3年の実務経験が必要になっていますが、スキーにおいては1年のうち実務経験が3か月しか認められていない。そうしますと合計3年になるためには12年かかってしまうということになります。スキーの実務経験の場合、1年のうち3か月だけではなく、スキーでも1年の実務経験と見ていただきたい。

3つ目は、長野県に信州まつもと空港というものがございます。ここにプライベートジェットで来た場合に、検疫体制が整っておりません。ほかの入国審査とか関税に関しましては県内にそれぞれ担当する事務所があるため問題ないのですが、検疫については、空港周辺の病院の医師に嘱託職員等というようなことで検疫をしてもらうことで対応させていただきたいという提案でございます。

以上でございます。

○倉島係長 産業労働部ものづくり振興課の倉島と申します。よろしくお願いいたします。 私のほうは、「アクア・イノベーション国家戦略特区」について御説明させていただき ます。資料につきましては4ページからでございますが、6ページに概要をまとめてござ いますので、この6ページの資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、左上の「提案のニーズ・背景」ということでございますけれども、御承知のとおり世界的には大変な水不足ということがございまして、水の危機と言われているところでございます。そうした中で、やはりその水を世界中に安全に供給していくということが大変な課題になっているわけでございます。

そういう中で、長野県におきましては文部科学省さんの御支援もいただいて、現在「世界の豊かな生活環境を形成・維持するための革新的『造水・水環境システム』を実現するプロジェクト」を進めているところでございます。

具体的には、信州大学にございますナノカーボンの技術を中心として水の分離膜などを開発いたしまして、それをプラントに導入して、世界に向けてこのシステムを提供していこうというものでございます。現在、日立製作所のインフラシステム社、それから東レ、昭和電工さんといった日本を代表するリーディングカンパニーと信州大学、それから物質材料研究所等の研究体を構築いたしまして進めております。

また、ことしの3月には同じく文部科学省さんの御支援をいただいて、信州大学の工学 部キャンパスの中に「国際科学イノベーションセンター」というものを設置する予定にな っております。ここを中核拠点としてやるものでございます。

提案の内容でございますけれども、右の「IV 実施に必要な規制改革等事項」を御覧いただきたいと思います。私ども、このプロジェクトを進める上で、黒枠にございますように3つの視点を掲げてございます。

まずは、研究開発を加速させて早期事業化を図るために障壁となる諸課題を克服して迅速に成果を出したい。

同時に、各国の主要用途別の水需要ですとか水質基準の情報を一元化して水関連情報に 関する情報拠点を形成していきたい。 3番目は、こうした取り組みを進めることによりまして、特区内に「ヒト・モノ・カネ」 が循環して拡大再生産をしていくような国際的なクラスターの形成を目指したいというふ うに考えているところでございます。

具体的にはその下に表にありますとおり、1つ目は「研究開発の加速と早期事業化の推進」のために、まだこれは想定の域を脱しておりませんけれども、実証段階になりますと海外からさまざまな水をサンプルとして持ち込んでその評価をしたり、また材料にカーボンなどを使っております。これは1トン以上というか、大量にある程度つくるということになると化審法の手続等が必要になってくるとか、または海外の研究者といろいろな技術交流を進める中で、安全保障貿易関連制度に基づく手続等が必要になってまいります。こういったものは、現時点では具体的にどこを改善すればいいということではございませんけれども、研究をスムーズに進めるために簡素化・迅速化の措置が必要だろうということでございます。

また、2番目でございますけれども、研究開発の段階からやはりさまざまな水質のデータを集めてくるということが必要になっておりまして、これはなかなか一自治体、大学だけではうまくいきませんので、世界の水データを収集してデータベース化をしたらどうだろうかということでございます。

また、世界にさまざまな水の基準があるわけでございますけれども、こうした水関連の 基準を日本語、英語化してデータベース化して国内で取り組んでいる企業さんに開放する ことによって、この水関連の技術開発を円滑に進めていくということがございます。

最後に、3番目といたしまして、クラスターの形成のためには企業集積を促す仕組みが 必要でございます。先端の研究機関等を戦略的に集積させていったり、あるいは海外の研 究者を呼び込むための仕掛けづくりというのも必要だと考えております。

こういう取り組みをすることによって、効果に書いてございますように、非常に経済効果の大きい成長市場への参入ですとか、また"世界の水をけん引する日本"というものをアピールすることにもつながりますし、世界の『水の危機』への貢献もできるのではないかと考えております。

最後に、長野県の豊かな自然環境を象徴する『水』でございますけれども、この『水』をキーワードに、まさにその「呼び水」として世界中から企業や人材が集まる水科学技術の拠点の形成を目指しまして、世界中の人々の「しあわせの実現」に貢献してまいりたいと考えております。以上でございます。

○越係長 最後に3番目にございますが、私、長野県産業労働部産業立地・経営支援課の 越一雄と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、時間も押しておりますので簡潔にお話を差し上げます。記載のとおり、「国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進強化」という形で、愛知県などの東海4県と3市で共同提案をした同じ内容で私たちも提案を載せていただこうという提案をさせていただいております。

国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」につきましては今、 愛知県を含みます5県で進んでおります。愛知、岐阜、三重、そして私たち長野県と静岡 県は昨年の6月に追加されまして全部で5つになっているというような形でございます。

- ○宇野参事官 済みません。今回は国家戦略特区の提案をお聞きする場ですので、総合特 区の話をここで聞くような場ではないのですが。
- ○八田座長 別ですね。
- ○越係長 愛知県が昨年夏の国家戦略特区のときに「ものづくり産業強靭化スーパー特区」 という形で申請を行っていたということでございます。
- ○八田座長 ちょっと待ってください。実は、国際戦略特区というのと、総合戦略特区は 別なんですよね。
- ○越係長 国家戦略特区は、愛知県の提案の中に国際総合戦略特区を発展させるという中身の提案が入っておりますので。
- ○八田座長 それはどうなっているんですか。
- ○宇野参事官 事実を申し上げますと、ここで言うアジアNo.1の総合特区を国家戦略特区 に格上げしてほしいと、ほぼ同じ内容のものがものづくり特区みたいな形で上がってきた のは事実でございます。
- ○八田座長 それは、余りここでやるとは言っていないと思いますけれども。
- ○越係長 それではどうしますか。
- ○八田座長 では、ごく簡単にお願いします。
- ○越係長 ごく簡単というと記載のとおりで。
- ○八田座長 何ページですか。
- ○越係長 7ページになります。愛知県と同等の内容で私たちも認めていただきたいということで今回は提案を行っているということでございます。
- ○八田座長 これは、基本的には航空産業のということですね。
- ○越係長 そうです。
- ○八田座長 これを総合特区でやらなかった理由は何なんですか。
- ○越係長 総合特区の関係は、平成27年度でその目標年度が終了になってしまいます。この状況を踏まえまして愛知県がものづくりのスーパー特区に入り、それに岐阜、三重、静岡が入っていたものですから、私たち長野県がひとつ。
- ○八田座長 済みません。私の質問が悪かったです。もともと、その計画の当初からそちらに入っていなかったんですね。ということは、要するにこの航空産業の成長が最近になってから始まったからということなんですか。
- ○越係長 形成クラスター特区は平成25年から入っておりますので、そのときには愛知と 岐阜が最初で、それから三重が入って、そして私たち長野と静岡が入り、総合特区の関係 についてはその5県で行っているというような形です。
- ○八田座長 それをさらに広げようとしていらっしゃるのは、その後、そこの分野で新し

- い工場ができるとか、そういうことがあったからということですか。
- ○越係長 そうでございます。
- ○八田座長 当時はなかったけれどもということですね。わかりました。以上ですか。
- ○越係長 はい。
- ○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から今の御説明に対して御質問、御意見があったらお寄せください。

- ○秋山委員 これは、事務局から。
- ○八田座長 そうですね。事務局からまず、その後、夏に提案があって以来、事務局が各 省と折衝していますので、それの結果を御報告したいと思います。
- ○事務局 では、順に簡潔に説明させていただきます。

まず、旅行業務取扱管理者の関係でございます。国土交通省の観光庁のほうでは、やは り取引の公正など、消費者保護の観点から当該管理者の緩和は原則として認められないと いう回答となっております。

さらに、着地型旅行商品の販路拡大など、県側の御意向も踏まえながら、引き続き継続 協議を続けているところでございます。

- ○八田座長 これはどういうことですか。原則として認められないと。
- ○事務局 これは、先だって沖縄のときにも説明していただきましたが、観光圏整備法の 観光圏というところでは実際に一部ですが、認められているものがあるので、それと同じ ような形で認めて、それは観光圏ではない形で認めてほしいという要望でございます。
- ○八田座長 「カンコウケン」はどういう字ですか。
- ○事務局 「観光」に圏域の「圏」です。
- ○八田座長 わかりました。その意味では、緩和の余地があるというお話ですね。
- ○事務局 ただ、根幹となる規制なので、旅行業自身も長野県には旅行業ではないという 方がおられて、要するに旅行業を取ってやってくださいと。旅行業をやるためには資格は 必要なのでという回答になっていて、厳しい回答なんですけれども。
- ○八田座長 沖縄では観光圏でやっている。
- ○事務局 沖縄も今回の国家戦略特区を先日聞いていただきましたが、観光圏がないので、 区議会のほうで要望が出されてこの間ヒアリングをしていただいて。
- ○八田座長 もちろんそうです。そちらのネガティブな結果しか覚えていなかったもので すから、その観光圏があるのはどこなんですか。
- ○事務局 観光圏は全国に何カ所かあります。ただ、全域ではありませんので。

ただ、その観光圏等にもやはり観光圏の計画をつくって認定を受けなければいけないという感じです。

- ○八田座長 なるほど。それはまた別のものということですね。
- ○事務局 別のものでございます。
- ○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。

○事務局 次に、法務省の関係でございます。「外国人スキーインストラクターの在留資格要件(実務経験要件)の緩和」の御提案についてでございます。

先ほども御説明の中で、3年の経験を認めるためには実際に12年かかっているということでございます。法務省の回答でございますが、1年のうち3カ月程度しか活動しておらず、残りの期間は他の仕事をしているものについて1年の経験、通年の経験として認めることはできないということでございます。

その上で、要件として求めている「3年以上の実務経験」には、本国の指導経験だけでなく、外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含むほか、本国以外の国において指導を行った経験も含めることができるという回答でございます。

長野県さんのほうには我々もいろいろと詳細事例等についてお聞きしているところでございますが、在留資格認定証明書不交付事例があったとお聞きしておりますので、さらにその詳細等を確認させていただいた上で、引き続き関係省庁と協議してまいりたいと考えております。

- ○小野係長 よろしくお願いします。
- ○八田座長 この上陸基準省令というんですか。これでは、今おっしゃったような条件が あれば、もう既に認めているというわけですね。
- ○事務局 そうでございます。
- ○八田座長 外国での学校とか、そういうことを全部含めてということですね。
- ○事務局 そのとおりでございます。
- ○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。 では、次に検疫ですね。
- ○事務局 では、次に1ページ目の下で検疫法のところでございます。

これにつきましては、国家公務員法上、嘱託職員制度がないため、空港近隣のお医者さんを検疫所の嘱託職員とすることはできないということが1点目です。

2点目は、検疫業務を行う検疫官というものは、感染症に感染したおそれがある患者が発生した場合には長時間、多くの業務を専念して行う必要があること。それから、公権力の直接的な行使を伴う重要な役職であるから、原則として常勤職員にて行う必要があるということで対応が不可ということでございます。

これに対して、私どもはここに書いてございますように、常勤以外の職員でも検疫業務 を行うことについて引き続き検討依頼、要請をしてまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきまして。

- ○原委員 ちょっと、いいですか。今、言われた理由も全くめちゃくちゃとしか言いようがないと思うんですけれども、この嘱託職員制度がないというのはどういう意味ですか。 非常勤職員制度はありますよね。
- ○事務局 国家公務員の制度としては常勤、非常勤というカテゴリーはあるけれども、嘱

託というのは。

- ○原委員 嘱託という言葉を使って提案されたから言いがかりをつけたという、そういう つまらない話ですか。
- ○事務局 つまらないかどうかというところは、そういう答えが返ってまいりましたとい うことです。
- ○八田座長 要するに、非常勤と言えばよかったんですね。
- ○事務局 その辺は、ちょっと厚労省の回答のほうが。
- ○原委員 これは、ちょっとふざけているんじゃないかということだと思いますね。
- ○八田座長 だから、非常勤ということでまた折衝してみたらいいのではないでしょうか。
- ○事務局 カテゴリーが違うということだと思います。
- ○八田座長 非常勤ということでまた折衝してみたらいいんじゃないでしょうか。
- ○事務局 わかりました。
- ○原委員 こういう答えが返ってくること自体があり得ないです。

それから、後段の公権力の行使云々という話はこのワーキンググループでもさんざんやっていますけれども、公権力の行使の業務であっても民間で対応できるという議論をさんざんやっているわけでありまして、それを常勤でないといけないというのは、さらにそこから戻ったおよそあり得ない話ではないかと思います。よろしくお願いします。

○阿曽沼委員 この公権力というのは、独法の非公務員化の議論でもありましたよね。だから、ここで出てくるということは、すごくおかしな話ですね。

医師と言っても、専門外の診療所のお医者さんではなくて、信州大学等の大学のきちんとした経験のある先生が、感染症の診断治療の経験等も持っている人がやるわけですよね。 もしかすると研究所の方たちずっと有能かもしれないですよね。

- ○小野係長 そうですね。提案のときに言葉足らずもあったかもしれません。
- ○八田座長 こういうお金持ちがくるときに、常勤ということはあり得ないですよね。 では、どうぞ。
- ○事務局 それでは、おめくりいただきまして2ページ目のところでございます。こちらは、「安全保障貿易管理制度に基づく手続き等の簡略化・迅速化」ということでございます。

こちらの経済産業省のほうからの答えは、安全保障の観点から特区に限定した手続等の 簡略化・迅速化というのは難しい。国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認 められるものについて、貨物の輸出及び役務の提供をしようとする場合には経済産業大臣 の許可を受けなければならない。

なお、現状においても、一定の要件を満たせば包括許可制度の利用も可能である。こういう回答がきております。

これを受けまして、包括許可制度の一定の要件というものを緩和すること、あるいは手続き等のさらなる簡略化・迅速化に向けまして、経済産業省と継続協議をしているという

状況でございます。

続きまして、「最先端の研究機関等の戦略的な集積」についてでございます。経済産業省の回答は、産業集積について既に支援しているところであり、その中で公設試等への支援などを行っているところであるという回答を得ております。

- ○事務局 これにつきましては、文部科学省のほうからも革新的課題の研究開発に異分野融合体制で取り組む場の整備等に関する支援を、各年度予算において継続的に実施しているところという回答がきている状況であります。
- ○八田座長 ちょっとここで言えば、この経産省と文科省の説明に関してはどういうふう にお考えになりますか。
- ○倉島係長 私どもの一番の提案の狙いは、既存の制度ではいろいろ御支援を経産省さん、 文部科学省さんにいただいているというのは承知しております。 大変ありがたく思ってお ります。

ただ、国のクラスターづくりということを考えたときに、1つの拠点に1つのテーマといった大きなテーマを掲げて、そこに国の資源を集中させるという発想で、自治体の支援というよりは国の方向性の意向として大きな流れをつくっていっていただけると、国全体として一つの大きな流れができるんじゃないかという思いもございまして提案させていただいたものですから、そういったところもお含みをいただいて検討いただければありがたいかと思います。

- ○八田座長では、具体的に現在ある支援では足りないものというのは何なんですか。
- ○倉島係長 そういう意味では、現在も集積をさせているという意味において、更に集積をさせていくことによって、ある特定の地域の中で競争と協調の原理を働かせながら、さらに強靭な開発なり地域が形成できるのではないかということでございまして、プラスアルファが必要かなという提案でございます。

ここが足りないという意味では、やはり人的な支援だとか、立地的な面でのさらなる連携がしやすいような環境づくりという面ではさらに充実をさせたいということでございます。

- ○八田座長 この特区では金銭的な支援というのは余りないんですけれども、連携する上 での障害になっていることというのはどういう法律、どういう法令ですか。
- ○倉島係長 この提案の全体が、その法律の何か改正という意味ではちょっと私どもも弱いかなと思っております。そういう意味で考え方というか、法律でない部分もいいというような枠組みだったものですから、法的には特にこれにおいては。
- ○八田座長 これは法律ではなくて、条例でも。
- ○倉島係長 そういった規制においては、何かあるということでございません。
- ○八田座長 どうもありがとうございました。 それから、最後は外務省ですね。
- ○事務局 最後に、外務省の関係でございます。

「外国人研究者等の査証の期間延長」ということでございますけれども、外務省に確認しましたところ、就労ビザでございますが、有効期間は1回限り3カ月有効の就業ビザということでございます。最初の入国時に必要となるもので、入国後は「使用済」となります。入国時に決定した在留期間中の出入国はビザ、査証ではなく、再入国許可によって行うという回答がございます。

この御提案については提案の具体的な内容、支障事例等を再確認させていただき、引き 続き関係省庁と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○八田座長 これについては、どういうふうにお考えになりますか。
- ○倉島係長 実は、今回の提案全体が将来を見据えたというような部分でございまして、 引き続きお願いいたします。
- ○八田座長 了解したと。

それから、済みません。順番がいろいろあれしましたけれども、もう水のことは伺って しまったので、この水の一番上の経済産業省の簡略化ですね。これは聞き逃したのかもし れないですけれども、どういう規制緩和、規制改革を求めていらっしゃるんでしたか。

○倉島係長 イメージといたしますと、この安全保障管理制度に乗ってくる、例えば私ども信州大学を中心としたプロジェクトの中ではナノカーボン、カーボンの関係がございまして、そのカーボンを扱うということになって、イメージとするとこの研究開発を進めていく上で、海外の大学だとか海外の研究機関と連携していくことを想定しております。

そういったときに、いわゆる第三国というか、水を世界中で使っていただくためには、 安全保障上なかなか難しいような地域とやっていくには大学のお知恵を借りたりするよう なことが想定されるわけですけれども、そういったときにつくったサンプルだとか試作を 出すときにこの手続が必要になってくる。

まだその具体的なサンプルができていないわけでございますけれども、そういったことを想定して今いろいろな複雑な仕組みの中で手続を経た上で輸出しなければならないということになっておりますので、この制度の重要性については十分認識をしておりますけれども、この手続をさらに簡素化していただけると助かるというものでございます。

○八田座長 僕は別に経産省の味方じゃないけれども、それこそ、特区だけでやりますかという話じゃないですか。もし不必要に過度な規制をしているのならば全国で緩めてもいいけれども、1つのところだけでこういう安全保障上の理由のあることを緩めるということは、それはできないんじゃないかと思います。この水に関してですね。

それで、その前のほうがいろいろ実質的なところがあると思いますが、これについて委員の皆さんにお話を伺う前にこの3つですね。旅行とスキーと検疫、これについてそちらで御意見はございますか。

○小野係長 まず旅行業のほうでございますが、宿泊施設のほうからもこういうことができないかというような相談を受けての提案でございました。ですので、旅行業の取扱管理者の専任資格を取ればいいじゃないかということでございますが、零細企業が多い長野県

ですと6,000ほどの宿泊施設、民宿とか、簡易宿舎とか、ホテルがあるんですけれども、零細企業が多いので、やはり経営的にそういう余裕がないということで、その中の職員が研修を受ければ旅行業の取扱管理者と同等の職員とするようお願いしたいということは、引き続き内閣府さんの御指導も受けながら一緒にお願いしたいと思います。

それから、在留資格3年以上の実務経験につきましては、済みませんが、ちょっと他の ところでやっておりますので、持ち帰らせていただきまして検討をさせてください。

それから、厚労省さんのほうにつきましては、先ほども社長さんのほうからお言葉がありましたけれども、もう少し押したい部分でございますので、帰ってまたどのような提案にしていくか検討したいと思います。以上でございます。

- ○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。それでは、委員の方から御質問、御意見をお願いいたします。旅行業務取扱管理者というのは、民宿では皆これを置いているわけですか。
- ○事務局 旅行業を行うときに置かなければいけないということでして、民宿の方が旅行業者になるには要りますし、民宿の方は自分ではできないので、旅行業者に委託してやってもらうしか方法がないわけです。
- ○八田座長 民宿を経営することには別に。
- ○事務局 全然関係ないです。
- ○八田座長 そうすると、さっき数が多く民宿があるとおっしゃったけれども、別にそれ は問題ないんですね。
- ○小野係長 その宿泊業、旅館業等を運営するには特に問題ございませんが、例えばハワイに行ったりすると宿泊のカウンターでオプションツアーみたいなものを申し込んで販売できるような形なんですけれども、日本ではそういうのは管理者を置かないとできない。

確かに国交省さんの言っている旅行業の根幹的な部分というのは理解できるわけですが、 もう少し外国から来たお客様に満足感を与える。すぐそこでオプションツアーを申し込め る。それによって滞在期間が延びる。そういうことによって地域経済が潤うということで あれば、もう少し検討していただいてもいいのかなと思っているところでございます。

- ○八田座長 業者が今、民宿に出かけてやっている場合があるということですか。
- ○事務局 先ほども言われたように、やはり小さな旅行業者が詰めて雇えるかという話も きっとあられると思いますし、小さな数多い旅館全てに旅行会社にカウンターを委託して 置けるかというような話はあると思います。大きなホテル等では先生も御存じのとおり旅 行業者の代理業というものをやったり、つないだりしているものもあるし、コンシェルジ ュとは別でございます。

だから、また細かいところを伺って観光庁のほうに言っていきたいと思っております。 ○阿曽沼委員 例えば、観光課が指定した零細なところでも、県が支援することによって 包括的に認定したところは旅行業者に類することとし、県がサポートするんだからオーケ ーですということでもできるのではないでしょうか。それはどうでしょうか。 ○小野係長 ありがとうございます。旅行業のほうで、例えば県の支援している観光協会という団体があるのですが、そういう団体であっても行政がバックにいるんだから旅行代金を持ち逃げすることはないというようなことをわかってくださいということを言っても、やはり根幹的な部分であるので、供託金という制度がありまして、それは必ず納めてくださいというようなことを言われております。

○阿曽沼委員 ずっと私も申し上げたのは、観光協会という協会があるとすれば、そこだったらできる方策を何か考えるというのも一つの手で、一つ一つの旅館が自らの責任において緩和したからできるというものでもないと思いますし、いわゆる提案力もあれば、いろいろな知恵もあるでしょうから。

○小野係長 その観光協会でありましても、ほかの業者さんと同じに旅行業の登録をいた しまして全て民間と同じような手続を踏まないと今は旅行業をやらせていただけない。 前々からそういうような提案もされているんですが、国交省さんのほうは旅行業法の根幹 の規定であるということで、まだ認められていないというのが現状でございます。

○八田座長 秋山さん。

○秋山委員 これはどちらに伺ったらいいかなんですけれども、今それこそ外国人観光客が物すごくふえている。しかも、ふやそうとしているという中で、観光客で初めて来た人は来ること自体が目的ですけれども、日本の観光で比較的満足度が高いもので今後その成長が見込まれると思われるのは体験型のもので、それは何かをつくってもいいし、食べてもいいし、スキーでもダイビングでも何でもいいと思うんですけれども、体験型のものを提供するということはこれから観光業にとって、特に外国人向けには物すごくポテンシャルが高いと思うんですね。

それがなかなか民間の皆さんの創意工夫が生かされない状況にあるということであれば、 そのあたりをもう一度整理してうまく説明をして穴を空けるということはやってもいいん じゃないかと思いますけれども、御提案の具体的に何をどうできればもっとある意味、地 方の活性化にもつながるのかというところをぜひ教えていただきたいと思います。

○小野係長 ありがとうございます。観光庁、国のほうも2020年に2,000万人の高みを目指して外国人の誘致、インバウンドを進めているところでございます。

今、秋山委員からご指摘いただいたとおり、やはりお客様に来ていただいて、外国人のお客様は1週間、または10日と長い滞在でございまして、地域経済にとっては非常に大きい。日本ですと1泊2日とか、長くても2泊3日で帰ってしまうんですが、来ていただくお客様に満足していただくための体験は大事かと思います。

長野県観光にとりましては、例えば登山ですとか、ウォーキングですとか、そんなようなものも提供ができます。そういう提供のときにガイドというものがついておりまして、 そのガイドについても外国語でガイドをするには通訳案内士という資格があるのですが、 その通訳案内士の資格についても特区として認めていただけないかということを別の構造 改革特区のほうでも内閣府さんに提案をさせていただいて現在進めているところでござい ますので、そういうことで多方面から外国人の満足度も高めていきたいと考えているところでございます。

○八田座長 ガイドについては地区限定は大いに結構だと思うのです。しかし、これはい ろいろ契約に関することですから、それはやはり政府にとってはレベルの違う話だと思う んです。それからまた、外国人が次の旅行に行くときには大体インターネットで見ると思 うんです。だから、今は直接資格のある人とインターネットでできると思うんです。

むしろそういう民宿で必要なのは、インターネットのどこのサイトを見たらいいよというような案内があればそれで済むんじゃないかと思うし、あるいは県のほうで電話でもネットでもいいですが、電話すれば英語でも対応してくれて、こういうサイトにいきなさいよというようなことをやればよほど安全なんじゃないでしょうか。

それは、それぞれの民宿でお金の受け取りからいろいろな法律でがんじがらめの中をく ぐって旅行の計画を立てるというのはそう簡単なことじゃないように思います。ですから、 実質的には外国人がいろいろな旅行計画の変更を立てやすいような仕組みというのをお考 えになったらいいんじゃないでしょうか。

○小野係長 ありがとうございます。インターネットでのPRとか、そういうことも合わせてやっていきたいと思います。

私どもの提案が、旅行業を売ることによって販売手数料というものができますので、そういうところを少し旅館さんもいただいてもいいのではないかというような考えもございます。

- ○八田座長 それはまずいでしょう。資格がないのに。
- ○小野係長 そうですね。資格がないとまずいですので、そういう旅行業の販売をできるようなことにして、少しでも手数料をいただいてその旅館業の足しになればと考えております。
- ○八田座長 それならば試験を受けなさいですね。無料でやるならまだあれですが。 ほかにございませんか。事務局よろしいですか。 それでは、どうもありがとうございました。